

平成26年第3回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成26年9月10日 午前10時04分開議

1. 出席議員（16名）

1番	藤 咲 芙美子 君	9番	桐 原 健 一 君
2番	片 岡 藏 之 君	10番	小 林 祥 宏 君
3番	菌 部 一 君	11番	南 條 治 君
4番	余 水 紀 夫 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坏 孝 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

城里町長職務代理者	小 山 一 夫
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	三 村 主
企 画 財 政 課 長	高 松 輝 美
税 務 課 長	宮 田 恵 子
町 民 課 長	鯉 渕 弘 之
保 険 課 長	仲 田 克 之
健 康 福 祉 課 長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課 長	吉 田 一
都 市 建 設 課 長	富 田 和 明
下 水 道 課 長	茅 根 文 夫
会計管理者（会計課長）	小 林 恵 子
水 道 課 長	仲 田 不 二 雄
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均
教 育 委 員 会 事 務 局 長	大 貫 忠 男

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	鈴 木 貴 司
主 任 書 記	興 野 友 宣
書 記	仲 田 富 美 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成26年9月10日（水曜日）

午前10時04分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時04分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名です。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため城里町長職務代理者、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席をしております。

傍聴人7名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じます。

一般質問

○議長（小松崎三夫君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へご登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けをくださるよう、よろしくお願いをいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

なお、執行部の答弁につきましては、最後の答弁まで演壇で行うよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告第1号、1番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 日本共産党の藤咲芙美子です。

通告に従い、3点について質問いたします。

最初に、マル福・マル特についてお伺いいたします。

現在、子供の外来の医療費は、ゼロ歳から小学校3年生までについては、所得制限があるものの、県からの補助制度が設けられています。これに上乘せする形として、町がマル特として、小学校4年生から中学校卒業までの児童・生徒及び県の制度で所得制限のため補助を受けられない子供についての補助を行っています。これは町独自の努力として認識しているところです。

しかし、これはまだ医療費の無料化とは言えません。この補助制度では、外来受診1回600円の自己負担があります。つまり初診料600円が2回を限度ということですから、1,200円の自己負担ということになります。

お母さん方の声として、自己負担の600円は仕方がないというものもあります。例えば、お子さんが総合病院に行った場合、複数の診療科を受診しても、そこでは600円で済みますが、次の回に近隣のクリニックなどを受診すると、また600円がかかります。つまり自己負担が家計にのしかかってきます。受診料に対する補助は、町民にも大変喜ばれ、平成25年度の外来受診件数は2万1,600件に及んでいます。それだけ町民に定着しているのだと思います。

さきに配られた「広報しろさと」に、阿久津前町長の退任挨拶が載りました。去る中で、前町長は、中学生までの医療費の無料化を行うことができたという趣旨の一文を寄せられました。これを素直に読めば、町内の児童・生徒は医療費がかからないという理解をさせていただきます。しかし、実態はまだそうはなっておりません。夜中に子供が急に発熱し、お

母さんが慌てて病院に連れていく。その際、財布を忘れても安心して受診できる、これが本来の医療費無料化ではないでしょうか。町のマル特制度は町民に喜ばれている制度です。完全な医療費無料化まであと一歩です。中国で昔から伝えられている言葉に、「百里を行く者は九十を半ばとす」というのがあります。最終段階における詰めの大切なことを語った言葉だと理解しています。

今、若いお母さん方が、生活の各方面の中で不安を抱えています。そういった若い両親を、行政が少しずつでも応援する、これが大切なのではないかと思い、要望するものです。積極的な答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 城里町長職務代理人小山一夫君。

〔城里町長職務代理人小山一夫君登壇〕

○城里町長職務代理人（小山一夫君） 1番藤咲議員さんのご質問にお答えをいたします。

小児のマル福、マル特について、外来診察時自己負担なしの考えはあるかのご質問でございます。

本町では、平成21年度から、医療福祉支給制度において、少子化及び次世代育成支援対策といたしまして、中学生までの医療費の助成を町単独で行ってまいりました。現在では茨城県内の39の市町村で中学生までの助成が実施されてきている状況でございます。

茨城県では本年10月から、小学校3年生までだった医療福祉制度を、いわゆるマル福の対象者を、入院、外来を小学6年までに、入院で中学生まで拡充することになっております。このように茨城県を初め各市町村が、少子対策のさらなる充実を目指して、さまざまな取り組みを行っているところでございます。既に県内の6の市町村においては、一部自己負担分の助成が実施されております。本町におきましても、近隣市町村の動向や財政状況等を踏まえまして、次世代育成のための施策の拡充に向け、子育て家庭への経済負担軽減策を前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

10月から県が中学まで実施するという事なんですけれども、それは所得制限はあるのでしょうか。今までのようにマル特が使えるようになるのでしょうか。それ一つお伺いいたします。

あと、もし前向きに検討していただけるということであれば、入院費まで拡大する考えはおありでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 保険課長仲田克之君。

〔保険課長仲田克之君登壇〕

○保険課長（仲田克之君） 1番藤咲議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、平成26年10月からマル福の拡充というようなことで、県の医療福祉制度が拡充されることで、小学校3年生までだったものが小学校6年生まで、入院、外来。それから入院につきましては中学生までというようになりまして、それ以外のマル福で条件的に所得制限オーバーになった方等につきましては、これまで同様、マル特で、町の単独事業で使えるということになります。

それから、もう1点、入院児童の拡充まではどうなのかなというようにことなんですが、平成25年度の実績を見ますと、受給者の皆様の入院の自己負担、一部自己負担なんですが、18万2,100円ということになってございます。その辺の年数、年度を見ましても、入院のところはそれほど大きく、額的にもなってございませんで、その辺は外来の中で、あわせて含めても検討できるのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） ご検討して下さるということで、よろしく願いいたします。

低所得者の人たちにも安心して病院の外来受診ができるよう、前向きな検討をご期待いたします。

では、2回目の……。

○議長（小松崎三夫君） いや、今で3回目なんだよ。答弁もらう。

○1番（藤咲芙美子君） いいです。

○議長（小松崎三夫君） じゃ、2番に移ってください。

○1番（藤咲芙美子君） 2番目の質問です。

2番目の質問は、町内の小・中学校にエアコンの設置を求めることです。

最近の異常気象が続く中、子供たちが快適に学習に専念できる環境をつくることは特に大切であると考えます。そしてそれは大人の責任、行政の責任だと思います。

現在、町内の小・中学校には、64の普通教室、特別支援教室11、特別教室が25あります。その中でエアコンが設置されているのは、全小・中学校のパソコン教室と保健教室、それに常北中学校と桂中学校の音楽教室だけという状況です。エアコンが設置されていないところではどうしているかといいますと、普通教室、特別支援教室にはそれぞれ4台の扇風機が回っているだけです。新築したばかりの常北中学校の普通教室、特別支援教室にもエアコンは設置されていません。また、パソコン教室以外の特別教室には、1台の扇風機が設置されているだけです。

各小学校の特別教室では、移動式の扇風機を使用しているところもあるとのことですが、ほかの教室では扇風機もないところもあります。これで果たして生徒たちが勉強に集中できるのでしょうか。私は心配です。

最近の異常気象により、熱中症で搬送される人も多くなっているように聞きます。どこ

の学校でも、水分を頻繁に摂取できるよう水筒を持たせていますが、水を飲み、汗をふき、うだるような環境の中で授業を受ける。これでは生徒の集中力を欠き、学業に身が入らない状態をつくっているのではないのでしょうか。

学校に子供を通わせているお母さん方に聞いたのですが、窓をあけていても風は入らず、扇風機も風が届かず、子供たちは勉強に集中できないと言っているそうです。頭痛や気分が悪いと保健室に行く子供も多いとも聞いています。体育の授業の後、戻った授業が蒸し風呂の状態になっていたとも聞きました。子供たちには心身とも強い精神、肉体をつくるため、甘やかしてはならないという声もあるかもしれません。しかし、最近の異常気象は、そういった精神主義では乗り越えられない厳しさがあると思います。子供たちの学ぶ環境を整え、健やかな成長のため、エアコン設置を求めたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 城里町長職務代理人小山一夫君。

〔城里町長職務代理人小山一夫君登壇〕

○城里町長職務代理人（小山一夫君） 小・中学校各教室へのエアコンを導入する考えはあるかとの質問でございますが、教育長のほうから答弁を申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） ただいま1番藤咲議員さんからエアコンの設置についてということでご質問をいただきました。それに答えさせていただきます。

小・中学校の普通教室への扇風機については、合併後の平成17年第2回定例会において、扇風機の設置されていない小・中学校への対策はということの一般質問があり、教室環境の整備ということで、平成18年度において、町内統一して扇風機を設置したところであります。

また、日本の学校教育においては、夏の太平洋高気圧により授業が猛暑により困難なこの夏季の時期においては、夏季休業日を設定して対応をしているところであります。

このような状況の中で、何とか対応できていると思いますので、現在のところはエアコンの設置は考えてございません。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲英美子君。

〔1番藤咲英美子君登壇〕

○1番（藤咲英美子君） ありがとうございます。

扇風機で十分ということだと思います。十分でないから今こうして設置を求めているところです。お母さん方がお子さんから聞いて、その切実さからは、私も必要だと思ってこうして求めているのです。

また、お母さん方の中には、学校にはエアコンは入れないものだと思っていましたというあきらめの言葉も聞かれましたけれども、子供たちは暑くてつらいよなというような、そういう言葉も聞かれています。

熱中症というのは、ともすれば生命に危険を伴ったり、一生を左右する病気になったりすることもあり得る病気だと思います。とても精神的な頑張りで乗り越えられるものではないと思います。

また、気温上昇期は夏休みに入っているということでやってはいると思うんですけども、夏休みの前後でも異常高温になることもあります。しかもこの時期は体が高温に順応できないから、余計に危険になるのではないかと思います。学校は子供たちの健康に対しても責任があります。ぜひ設置を。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） 1番藤咲議員さんのご質問に答えさせていただきます。

いろんな異常気象で大変ではないかというご質問でございますが、今年度7月20日から8月31日まで、夏季休業日ということで設定いたしました。それ以前の気温については、30度を超えるという日はほとんどございませんでした。

また、これは年度によってもあると思いますが、気温が高い状態のとき、それから光化学スモッグ注意報が出ているとき、こういうときは体育の授業を外でというようなことは避けて、時間帯を変えたりして対応をしております。

それから、先ほど話がありましたように、水筒を持参させて水分の補給をする、汗の始末をしっかり指導する、こういうことで対応をしております。

また、これからこの小学校、中学校とも、先のことを考えていきますと、小学校のほうは今まで統廃合を行いまして、現在の状態にあります。七会中学校も現在統合を進めているところでありますが、今後とも児童・生徒数の減少が予想されます。このようなことから、将来的には統廃合も視野に入れた教育振興計画をつくっていかなくてはならないというふうに考えており、現時点でのエアコンの設置は、財政効率の面からも、投資的効果を考えて場合、非効率的ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲英美子君。

〔1番藤咲英美子君登壇〕

○1番（藤咲英美子君） いろいろあります。いろいろ先のこと考えれば、非効率というふうなこともありますけれども、今現在子供たちは、城里町の未来です。よい環境で勉強に集中できる環境づくりにも努力を惜しまないでいただきたいと思います。

次、3回目の質問に移ります。3つ目の質問ですね。

最後に、図書館の指定管理についてお伺いいたします。

去る6月17日の定例会で、町民センターの建設後、図書館そのものを指定管理に委託を考えている旨のお話がありました。私はこれを聞いて、どうしても看過できない。図書館を指定管理として外部に委託することに絶対賛成できない、やめさせなければならない

と思います、今回こうして質問に立ったわけです。

公立図書館というのは、言うまでもなく公共性ととも高い専門性が求められる施設です。図書館法第2条では、図書館の定義として、図書、記録その他の資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、教養、調査研究などに資することを目的とする施設だと明記しています。また、第3条では、郷土資料、行政資料などの収集にも十分留意することとされています。

同時に、第3項では、図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすることと、職員の役割についても明確にしています。

さらに、「図書館の自由に関する宣言」という、図書館の綱領と言われる文書は、国民主権の原理を維持し、発展させるためには、国民一人一人の思想、表現の自由、知る権利の保障を高らかにうたっています。それは国民の不断の努力によって保持されなければならないと宣言しています。そしてこの宣言は続いて、国民のあらゆる資料要求にこたえる義務があることを明記し、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を持つことを記しています。

さらに、これが大事だと思うのですが、図書館は利用者の秘密を守らなければなりません。この地方には、歴史的に貴重な郷土資料が豊富にあるとも聞いております。それらを発掘し、収集する仕事は、この町の歴史や風俗に通じた専門家が当たらなければなりません。図書館が今申し述べたように、国民の教養のため、収集した資料を国民に供する、つまり貸し出し業務を行うことも重要な仕事です。高い専門性を持つ資料についても収集し、国民に提供する義務を持ちます。

このように、公共の図書館が高い公共性と専門性を持っていなければならないのは明らかです。ところが、これを外部に委託するということがありますが、それは今申し述べたことに全く反するものです。図書の貸し出しがふえたからいいということではなく、外部に出したから、町の出費が減ったからいいという問題ではありません。

そこで、具体的に私が懸念する問題を幾つかお聞きしたいと思います。

まず、第1、町の図書館の指定管理について、その方針はいつ、どこで決まったものなのか、お答え願いたいと思います。

第2、図書館運営というのは、高い専門性が求められますが、指定管理になった場合、1業者が永続的に運営をするわけではありません。業者がかわれば方針も変わり、永続性が保持できなくなります。それはどのように考えますか。

第3、図書館は利用者の秘密を守る大切な役割を持ちます。誰がどんな本を読んでいるかはその人のプライバシーの問題であり、この秘密を厳守する義務を負います。

最近、民間の大手学習塾から、大量のデータが流出する事件が発生しました。あってはならないことです。指定管理になった場合、そういった利用者のプライバシーを守る問題、思想信条の自由を守る問題については、どのように考えますか。

第4、指定管理を受けた業者は、少しでも少ない金額で契約をとります。その業者が利益を上げようとするれば、図書館の場合は図書館法によって貸し出し料の徴収はできませんから、人件費を減らすしかありません。短期の非正規職員が入れかわり立ちかわりで業者につくとなれば、町の社会教育施設である図書館が、いわゆるワーキングプアを創出するとなりかねません。これは社会的にも望ましいことではないと思いますが、どのように考えますか。

以上、大づかみに図書館の指定管理について述べました。この問題は、図書館本来の目指す方向とは相反するものです。これの撤回、中止を求めたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 城里町長職務代理人小山一夫君。

〔城里町長職務代理人小山一夫君登壇〕

○城里町長職務代理人（小山一夫君） 図書館の本来の役割、業務は守られるかというようなご質問でございますが、こちらにつきましても、教育長のほうから答弁を申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） 1番藤咲議員さんの指定管理者制度についてお答えさせていただきます。

藤咲議員さんがおっしゃられたとおり、図書館法というのがありまして、それは議員さんがおっしゃられたとおり、図書あるいは記録その他必要な資料を収集、整理して保存。そして一般公衆の利用に供して、その供用、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。つまり社会教育のための施設であるという、まさにそのとおりだと思います。要約すれば、その図書紹介のレファレンス機能、そういう図書館としての専門性が求められているということだと思います。

ご質問の中にありました、指定管理者にする話がいつ、どこでなされたのかということですが、平成24年9月に行政改革推進本部というところで、こういう方針ではいかがでしょうかというのがあったというふうに聞いております。

本県ではまだ指定管理者が少ないわけですが、栃木県では、図書を扱っている株式会社図書館流通センターというのがございまして、その業者が十数市町村の指定管理を行っており、その本来の役割、業務というのは、例えば業者がかわることによる心配の部分、それから秘密厳守の部分、そして業者が利益を求めるために、図書購入の費用が減ってしまうのではないかと、そういう部分については守られていると、現在のところ聞いております。

指定管理者にするためのメリットとして、やはり民間企業のノウハウを活用するサービスの向上、それからそういうことに基づいて、利用時間の延長とか、新たなサービスが想定できると。そして、住民サービスへの向上も考えられる。例えば町内の小・中学校と

の連携、それから県内外の図書館との連携。現在でもある程度進められています。つまり、どこで借りても、県や他の市町村及び町内の図書館に本を返すことができる、あるいは借りることもできるというようなところがございます。

栃木県の真岡市も、結構大きくやっておりますので、ちょっと調べてみたところ、開館時間の延長とか、各種講座、読み聞かせ、ミニコンサートなど、そういうところできているということと、あとは経費の削減ができる。ただ、デメリットもございますので、その辺のところは十分考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） プライバシー。

○教育長（小林孝志君） すみません。秘密の厳守という、プライバシーの部分については、これは業者との契約ということになりますので、その部分は厳守できるというふうに考えています。

それから、利益の部分では、業者に本町の今現在の図書館に対します予算の60%が人件費で賄っております。業者に委託しますと、その人件費等がかなり削減できると思いますので、逆に図書購入ということにもなっていくのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。いろいろお答えいただきまして。

指定管理にしたところも変更しているというお話もありました。確かに短期的に見れば、図書の貸し出し冊数がふえ、館内も改装して明るくなるなど評判もよくなり、それが成功しているという判断もできているのだと思います。しかし、本来の図書館の役割というのは、世代を超えたところで図られるべきものではないかと思えます。例えば、埋もれかかった地域の郷土資料の発掘、収集、保存の作業の価値などは、親から子、子から孫に代々伝えられて生きてくるもので、根気強い長期にわたる活動が求められます。図書館に対する判断も、長期的な視野で見ると必要があると思えます。一時的に活気が出たとか、明るくなったというくらいで判断できるものではないかと思えます。

そこで、お聞きします。

図書館には地味で根気強い仕事で、専門的能力を持った人材育成が欠かせませんが、それは町営だからこそできることであって、例えば外部委託でしばしば業者がかわるということでは、人材育成の系統性が失われます。つまり専門性は保障されないと思えますが、いかがでしょうか。

さらに、私は指定管理制度そのものに危惧を抱いています。平成20年、ホロルの湯は指定管理で運営されていましたが、赤字経営等を理由に業者が突然撤退という事態に陥り、

町が1,600万円を負担するということがありました。図書館の指定管理者にはそのようなことがないと言い切れるのか。言い切れるとしたら、その根拠をお聞かせいただきたいと思います。

また、先ほど人件費削減、図書館長とかいろいろありますけれども、人件費削減にしても考慮していくということをお聞きしました。指定管理者として、現在図書館の館長をしている人が、あるところで次のようなことを言っておられました。図書館の指定管理制度にはかなりの問題がある。地域の社会教育に大きな責任がある。図書館の運営に利益追求のみの民間業者が指定管理者となると、地域住民や子供に大きな弊害になると考える。業者が指定管理にすることで、責任を放棄して、そのような企業を指定管理者と認める行政にも問題があると、実際携わっている人が図書館を指定管理制度の適用を批判しておられました。図書館というのは貸し出し無料です。度を越した経費削減のため、人件費にしわ寄せが集中します。今、格差社会が問題となっています。行政がかかわる社会教育施設でそういう格差社会を助長することがあってもいいのでしょうか。許されないと思いますが、どう考えますか。これについてもお聞きします。

また、住民サービス向上で、いろいろさまざまなことを行っていければ効果が上がるというお返事もいただきました。確かに喫茶コーナーやCD、DVDの販売などもあるかもしれませんが。参入した指定管理者が経営を成り立たせるために、館内で喫茶コーナーやCD、DVDの販売をしているところもあると聞いていますが、指定管理業者が館内でそのような営業活動をするのは、本来の図書館の業務とはかけ離れたものになると思います。それは問題だと思いませんか。お答え願いたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） ただいまの藤咲議員さんの質問にお答えしたいと思います。

指定管理業者にしたところ、専門性はしっかり維持できるのかと。それから、赤字になったときに、指定管理者は撤退してしまうのではないかと。人件費の削減ということに主眼を置いて、本来の目的が達成できなくなるのではないかとというようなご質問だと思います。

先ほど申しました、指定管理者にしたときのデメリットということで、やはり図書館本来の企画立案ができないことが考えられます。また、郷土、行政資料の収集が滞るというような部分も、絶対ないとは言いきれないと思います。また、ご指摘のように数年で指定管理者が変わる。そのことによって方向が変わってしまうのではないかとというようなご指摘がございました。そして雇用の安定性、つまり赤字になったときに撤退してしまうようなことがあるのではないかとというような、いろんな問題がございます。

現在のところ、桂図書館内には桂支所が入っておりまして、この部分を除いて、ここが入ったまま、使用している部分を除いて指定管理者にするということとはできない状況にご

ございます。ですので、桂支所の動いた段階で、もう一度図書館運営委員会で十分検討をしながら、本来の役割、図書館とはどういうものか、業務は、こういうのが守られるように慎重に考えるべきものと考えております。

現在のところは以上でございます。

○1番（藤咲芙美子君） 人材育成で専門性が保障されるかということについては、これから検討ということですね。

○教育長（小林孝志君） はい、そういうことです。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。いろいろ聞きました。

先ほど、図書館に司書もいるということで、これから検討していくというお話もいただきました。図書館である以上、司書がいることは当然ですけれども、問題はその業者が司書の個人的能力に干渉するのではなく、全体のシステムの中で保障されるものです。その能力が発揮されるのは、長期的視野が望まれます。これは、短期的ではなく長期に業務に携われる町でこそ可能なのです。指定管理にはなじまないのではないのでしょうか。

また、人件費削減などについても、行政でチェックするという事は、図書館運営を指定管理に委託するという事で、今言ったように矛盾とかひずみがいろいろ生じてくると思います。それでもなお、指定管理適用を固執するのはなぜなのかというようなこともいろいろお聞きしたいと思います。ただ、今ここで検討をしていくという答弁をいただきましたので、しっかりと本当にほかの栃木県で成功しているから、こちらでも、当町でも成功できるかもしれないという思いをちょっと検討していただきまして、しっかりと先ほどの1回目の質問の中の内容で教育長さんも言われましたけれども、検討していただいて、図書館の本来の機能を損なわないような現状で、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 答弁は。

○1番（藤咲芙美子君） 答弁、お願いします。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） 今のご質問にどうか、お話を答えさせていただくというか、考えを述べさせていただきたいと思います。

業者がその考えでいろんなことができるということ、それはないと考えております。と申しますのは、本町には図書館に対する図書館運営委員会というのがございます。そこでいろいろな指定管理業者にしましても、しっかりと見て、検討をして、これからの方針をそこで出していくと。そういうことはしっかりとやっていきたいと考えておりますので、そういうことは大丈夫であろうというふうに考えております。

ただ、現状では、先ほど申しましたように、いろいろな課題がございますので、慎重に審議をした上でこれからに向けていきたいということがございます。よろしいでしょうか。

○議長（小松崎三夫君） 以上で1番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりください。

また、議員各位は議員控室のほうでお待ちくださるよう、よろしくお願いをいたします。

午前10時48分休憩

午前10時58分再開

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす11日は議事整理のために休会とし、12日は2時に議場において開会し、議案質疑から入りますので、会議10分前までに、時間厳守の上控室にご参集くださるようよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時59分散会